

聖籠町告示第10号

聖籠町高齢者世帯等屋根雪除雪費助成事業実施要綱を次のように定める。

平成31年2月22日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町高齢者世帯等屋根雪除雪費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者世帯等で大雪により自力で屋根雪除雪を行うことが困難であると認められる世帯を対象に、予算の範囲内において除雪費用の一部を助成することにより、高齢者世帯等の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(助成対象世帯)

第2条 助成の対象となる世帯は、町内に住所を有し、かつ、一戸建ての住宅(借家を含む。)に居住している(長期入院若しくは施設に長期入所している世帯又は親族宅等へ冬期間滞在している世帯を除く。)別表に定める世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 助成を受けようとする年度における世帯員全員の町民税が非課税である世帯

(2) 2親等以内の血族又は姻族からの労力的援助及び経済的援助が受けられない世帯

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯は、助成対象世帯としない。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、対象世帯が現に居住している住宅の屋根の雪下ろしに要する費用及びこれに伴う排雪作業に要する費用とする。

(助成の額)

第4条 助成の額は、除雪に要した費用の実費とし、同一年度あたり3万円を限度とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、聖籠町高齢者世帯等屋根雪除雪費助成金交付申請書(別記第1号様式)に領収書及び費用

の内訳が確認できる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、除雪を行った日の属する年度の3月31日までとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査して適当と認めるときは、聖籠町高齢者世帯等屋根雪除雪費助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、適当でないと認めるときは、聖籠町高齢者世帯等屋根雪除雪費助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	定義
高齢者世帯	65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
障害者世帯	障害者のみで構成されている世帯
母子世帯	配偶者のない女子と児童のみで構成されている世帯
その他	上記種別の世帯員で構成されている世帯及びその他町長が特に必要と認める世帯

備考

- (1) この表において「児童」とは、義務教育終了前の子どもをいう。
- (2) この表において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級から4級までのいずれかに該当する者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級又は2級の者
 - ウ 知事が発行する療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」と判定されている者